

災害応急活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は、下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

令和 6年 2月 13日

中国地方整備局

中国技術事務所長 高木 繁

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急活動等に関する基本協定【災害対策用機械】
- (2) 活動場所 災害発生区域又は発生する恐れがある区域における災害応急活動等への協力を原則とします。
本協定の活動場所は別記様式4の1.のとおりとします。
- (3) 活動内容 前記、(2)の活動場所において災害が発生又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、中国技術事務所が保有する災害対策用機械等を活用し、災害応急活動等を実施するものとします。
本協定の適用機械及び活動内容は別記様式4の2.のとおりとします。
- (4) 協定期間 協定締結日 ~ 令和8年3月31日
- (5) 協定締結日 協定締結日は以下のとおりとする。
①令和6年3月4日までに申請書提出の場合、令和6年4月1日
②令和6年5月31日までに申請書提出の場合、令和6年7月1日
③令和6年8月30日までに申請書提出の場合、令和6年10月1日
④令和6年11月29日までに申請書提出の場合、令和7年1月1日
- (6) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合があります。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 参加資格

- 1) 災害対策用機械（応急組立橋及び橋梁点検車、衛星通信設備（衛星通信車含む）の操作、MMS、TLSの操作、災害対策用機械の輸送に限るを除く）

以下の①又は②のいずれかの競争参加資格を有する者。

- ① 中国地方整備局における令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること、又は申請を行っていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

なお、申請中の場合、インターネットにより行っている場合は「令和5・6年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」、郵送により行っている場合は「様式①-1」「様式①-2」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、協定締結日までに令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は協定締結を無効とする場合がある。

- ② 令和4・5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

- 2) 災害対策用機械（応急組立橋）

以下の①又は②のいずれかの競争参加資格を有する者。

- ① 中国地方整備局における令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」又は「鋼橋上部工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

なお、申請中の場合、インターネットにより行っている場合は「令和5・6年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」、郵送により行っている場合は「様式①-1」「様式①-2」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、協定締結日までに令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」又は「鋼橋上部工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は協定締結を無効とする場合がある。

② 1) ②項と同様。

3) 災害対策用機械（橋梁点検車の操作）

以下の①又は②のいずれかの競争参加資格を有する者。

① 1) ①項及び②項と同様

② 中国地方整備局における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

なお、申請中の場合、インターネットにより行っている場合は「令和5・6年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」、郵送により行っている場合は「様式①-1」「様式①-2」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、協定締結日までに令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は協定締結を無効とする場合がある。

4) 災害対策用機械（衛星通信設備（衛星通信車含む）の操作）

以下の①又は②のいずれかの競争参加資格を有する者。

① 中国地方整備局における令和5・6年度「通信設備工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

なお、申請中の場合、インターネットにより行っている場合は「令和5・6年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」、郵送により行っている場合は「様式①-1」「様式①-2」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、協定締結日までに令和5・6年度「通信設備工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は協定締結を無効とする場合がある。

② 1) ②項と同様。

5) 災害対策用機械（MMS、T L Sの操作）

以下の競争参加資格を有する者。

① 中国地方整備局における令和5・6年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

なお、申請中の場合、インターネットにより行っている場合は「令和5・6年度受付票」「申請書①」「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」、郵送により行っている場合は「様式①-1」「様式①-2」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、協定締結日までに令和5・6年度測量業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は協定締結を無効とする場合がある。

6) 災害対策用機械（災害対策用機械の輸送に限る）

以下の競争参加資格を有する者。

① 1) ②項と同様。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。

なお、当該活動に専任の義務は有しない。

1) 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

上記、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

なお、健康保険被保険者証の写しを提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施したうえで提出すること。

2) 以下のいずれかの資格を有する者とします。

①災害対策用機械（衛星通信設備(衛星通信車含む)の操作、MMS、T L Sの操作、災害対策用機械の輸送に限るを除く）

- ・ 1級又は2級土木施工管理技士
- ・ 1級又は2級建設機械施工管理技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業農村工学）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設に係わるもの、「農業農村工学」、「森林土木」、「水産土木」又は「機械」とするものに限る。))の資格を有する者
- ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者
- ・ 建設業法第7条第二イ、ロ又はハに該当する者

②災害対策用機械（衛星通信設備(衛星通信車含む)の操作）

- ・ 技術士法による技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係わるものとするものに限る。))の資格を有する者
- ・ 1級又は2級電気通信工事施工管理技士
- ・ 第一種又は第二種電気工事士
- ・ 第一級又は第二級総合無線通信士、第一級又は第二級陸上無線技術士、第一級

- 陸上特殊無線技士のいずれかを有し、業務経験が3年以上ある者
- ・建設業法第7条第二イ、ロ又はハに該当する者
- ③災害対策用機械（MMS、TLSの操作）
 - ・測量士
- ④災害対策用機械（災害対策用機械の輸送に限る）
 - i) 総括的に管理する者
総括的に管理する者の資格は規定しない。
 - ii) 実際に輸送を行う者
大型自動車免許
なお、輸送対象機械は活動場所及び適用機械【別記様式4】2. 適用機械の番号①②③④⑤⑥⑦⑧⑨とする。
- (6) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 中国地方整備局管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている者で行います。
- (2) 提出資料の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- (3) 非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒736-0082 広島県広島市安芸区船越南2-8-1

国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所 施工調査・技術活用課

TEL 082-822-2340 内線381、384

FAX 082-823-9706

E-MAIL chugi-kyoutei@cgr.mlit.go.jp

件名 「令和6年度災害協定の〇〇〇〇について」

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、次の資料を作成し提出してください。

- 1) 基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】
- 2) 中国地方整備局における令和5・6年度の工事・業務に係る一般競争(指名競争)参加資格に係る書類又は令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)に係る書類
 - ①中国地方整備局における令和5・6年度の工事・業務に係る一般競争(指名競争)参加資格に係る書類は以下のとおり
中国地方整備局における令和5・6年度の工事・業務に係る一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の写し、申請中においてインターネットにより行っている場合は「令和5・6年度受付票」「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建

設工事)」「国土交通省地方整備局等(道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係)希望工事」「申請書①」「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」、郵送により行っている場合は「様式①-1」「様式①-2」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、協定締結日までに令和5・6年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」「鋼橋上部工事」「通信設備工事」「土木関係建設コンサルタント業務」「測量業務」に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合は協定締結を無効とする場合がある。

- ②令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)に係る書類は以下のとおり。

令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し。

但し、一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者については、その旨を競争参加資格確認申請書(表紙)に記載し、協定締結日までに電子メール、FAX等で令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格の「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写しを提出し、基本協定参加資格の確認を受けること。

なお、一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けた者であって「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の通知が協定締結日までに間に合わない場合は、総務省運営「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」の「有資格名簿閲覧」を出力のうえ提出して基本協定参加資格の確認を受けることとし、後日当該通知書の写しを提出すること。

提出がない場合は、基本協定参加資格は無しとし協定締結を無効とする場合がある。

3) 技術者の資格【別記様式2】

※基本協定の締結を希望する災害対策用機械に必要な2.(5)2)に示す資格保有者について、最大5名まで記載して下さい。

また、記入した資格保有者の資格及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を添付して下さい。

なお、資格が確認できる資料として運転免許証の写しを提出する場合は住所・免許の条件等・番号を、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料として健康保険被保険者証の写しを提出する場合は記号・番号・保険者番号について、マスキング処理を施したうえで提出すること。

4) 緊急時出動体制【別記様式3】

※資料提出項目及び作成要領は、別紙「緊急時出動体制」作成要領によるものとします。

なお、記入内容やヒアリング結果により、体制確保状況が不十分と判断した場合、協定を締結しない場合があります。

5) 活動場所及び適用機械【別記様式4】

※希望する活動場所及び適用機械を選択して下さい。

(2) 押印の省略

基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】において、「本件責任者及び担当者の

氏名及び連絡先（連絡先は2つ以上）」を明記することで、押印を省略できる。

「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載例

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： ○○(株) 代表取締役 □□ □□
担当者（会社名・部署名・氏名）： ○○(株) 営業部 ○○ ○○
連絡先1（代表）： ○○○-○○○-○○○○
連絡先2（直通）： △△△-△△△-△△△△

※連絡先は「代表番号」、「契約部署直通番号」等を記載すること。

（携帯番号を記載する場合は社用のものに限る。個人携帯番号は記載しないこと。）

(3) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出してください。

1) 押印を省略する場合

①提出方法：申請書（追加資料を含む）は、PDFファイルに変換のうえ4. の担当部局にメール又はCD-R持参にて提出してください。

応募様式【別記様式2～4】は、エクセルデータも提出してください。

②受付期間：令和6年2月13日（火）から令和6年11月29日（金）までの土日・祭日を除く毎日、9時30分から17時30分までとします。

申請書の提出日による協定締結日は1.（5）のとおり。

2) 押印を省略しない場合

①提出方法：申請書（追加資料を含む）は、4. の担当部局に紙を持参又は郵送（書留に限る）にて提出してください。

応募様式【別記様式2～4】は、エクセルデータもメール又はCD-Rにて提出してください。

②受付期間：令和6年2月13日（火）から令和6年11月29日（金）までの土日・祭日を除く毎日、9時30分から17時30分までとします。

（郵送は必着のこと。）

申請書の提出日による協定締結日は1.（4）のとおり。

(4) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合は、メールにより提出してください。

1) 提出方法：メール

2) 受領期間：令和6年2月13日（火）から令和6年11月19日（火）の17：30まで

3) 提出場所：chugi-kyoutei@cgr.mlit.go.jp

件名「令和6年度災害協定申請書作成の質問について」

(5) (4) の質問に対する回答書は、以下のとおりメールで通知の予定です。

1) 期 日：令和6年2月22日（木） 16時00分（2月20日迄の質問）

令和6年5月23日（木） 16時00分（5月21日迄の質問）

令和6年8月22日(木) 16時00分(8月20日迄の質問)

令和6年11月21日(木) 16時00分(11月19日迄の質問)

(6) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(7) その他

1) 申請書(追加資料を含む)の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

2) 提出された申請書(追加資料を含む)を応募資格確認以外に申請者に無断で使用しません。

また、申請者の了承を得ることなく、申請書の一部のみを採用することはしません。

3) 提出された申請書(追加資料を含む)は返却しません。

4) 協定書の発行

協定書の発行にあたっては、本書を2通作成し各々の記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとします。

基本協定参加資格確認申請書

令和6年〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

中国技術事務所長 高木 繁 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和6年2月13日付けで募集のありました「災害応急活動等に関する基本協定の募集」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)2)に定める中国地方整備局における令和5・6年度の工事・業務に係る一般競争（指名競争）参加資格に係る書類の写し又は令和4・5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）に係る書類の写し
- 2 基本協定締結説明書5.(1)3)に定める技術者の資格を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)4)に定める緊急時出動体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)5)に定める活動場所及び適用機械を記載した書面

本件責任者（会社名・部署名・氏名）

〇〇（株） 〇〇部 〇〇課 〇〇 〇〇

担当者（会社名・部署名・氏名）

〇〇（株） 〇〇部 〇〇課 〇〇 〇〇

連絡先1（代表）：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先2（直通）：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

（押印省略の場合は、連絡先は2つ以上記載すること。押印の場合は1つでよい。）

メールアドレス（担当者）：〇〇〇〇@〇〇. 〇〇

(別記様式2)

技 術 者 の 資 格

会社名： _____

(フリガナ) 氏 名	生年月日 (西暦)	保有資格
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	●級土木施工管理技士 番号：〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	●級土木施工管理技士 番号：〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	技術士 (●●部門) 番号：〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	測量士 番号：〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	大型自動車免許

※災害応急活動等へ参加する可能性のある保有資格者を最大5名まで記載してください。(5名以下でも結構です。)

※技術者の資格及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料を添付してください。

なお、資格が確認できる資料として運転免許証の写しを提出する場合は住所・免許の条件等・番号を、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料として健康保険被保険者証の写しを提出する場合は記号・番号・保険者番号について、マスキング処理を施したうえで提出してください。

コメント欄

(特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

緊急時出動体制 作成要領

1. 募集要領に定める緊急時出動体制 別記様式3

下記の項目について記入するものとし、別記様式3に記入して下さい。

記入内容やヒアリング結果により、体制確保状況が不十分と判断した場合は、協定を締結しない場合があります。

1) 緊急時の連絡窓口調査

緊急時の連絡窓口として、休日及び夜間等においても確実に連絡が可能な担当者を記入して下さい。なお、連絡先の記入は行わないでください。

2) 作業体制

緊急時に確保可能な人員について、以下を記入して下さい。

作業員数：普通作業員以上の人数。

①運転免許等の保有状況：緊急時に確保可能な人員の運転免許保有状況を記入して下さい。

なお、“旧大型免許”を保有する場合は「大型」欄に記入し、“旧普通免許（8 t 限定）”を保有する場合は「中型（8 t 限定）」欄に記入して下さい。

橋梁点検車の操作については、高所作業車運転技能講習修了者の人数を記入して下さい。

フォークリフトについては、フォークリフト運転技能講習修了者の人数を記入して下さい。

分解組立型バックホウについては、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者の人数を記入して下さい。

小型クローラクレーンについては、小型移動式クレーン運転技能講習修了者の人数を記入して下さい。

衛星通信設備（衛星通信車含む）の操作については、第一級陸上特殊無線技師の人数を記入して下さい。

②協力会社がある場合は、自社の人数と分けて記入して下さい。

(別記様式3)

緊急時出動体制

会社名：_____

1) 本店（又は支店・営業所）住所

本店（又は支店・営業所）の住所	〇〇市〇〇町〇番地
-----------------	-----------

※番地まで記入して下さい。なお、中国地方整備局管内に本店がない場合は、中国地方整備局管内に所在する支店又は営業所を記入して下さい。

2) 緊急時連絡窓口

①平日及び勤務時間内

氏名		役職等	
緊急時の連絡方法	・番号区分「該当のすべてに○」 a)会社電話 b)携帯電話 c)その他（内容）[例] 自宅 _____]		

②休日及び夜間（勤務時間外）

氏名		役職等	
緊急時の連絡方法	・番号区分「該当のすべてに○」 a)会社電話 b)携帯電話 c)その他（内容）[例] 自宅 _____]		

・記入は、代表として「主たる担当者」1名について記入して下さい。（時間帯により変更がある場合は、名前の欄にその旨を併記して下さい。）また、連絡可能なすべての連絡先に○印を付けて下さい。

・緊急時の連絡方法については、「電話番号」の記入はしないで下さい。

3) 作業体制

作業員数	運転免許等の保有状況				
	大型	中型	中型 (8 t 限定)	準中型	準中型 (5 t 限定)
自社	〇〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
協力会社	〇〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
作業員数	高所 作業車	フォーク リフト	車両系 建設機械※	小型移動式 クレーン	第一級陸上 特殊無線技士
自社	〇〇人	〇人	〇人	〇人	〇人
協力会社	〇〇人	〇人	〇人	〇人	〇人

※作業員数は、普通作業員以上の人数を記入して下さい。

※運転免許等の保有状況は、緊急時に確保可能な人員の運転免許等の保有状況を記入して下さい。

橋梁点検車の操作については、高所作業車運転技能講習修了者の人数を記入して下さい。

フォークリフトについては、フォークリフト運転技能講習修了者の人数を記入して下さい。

分解組立型バックホウについては、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者の人数を記入して下さい。

小型式クローラクレーンについては、小型移動式クレーン運転技能講習修了者の人数を記入して下さい。

衛星通信設備(衛星通信車含む)の操作については、第一級陸上特殊無線技師の人数を記入して下さい。

(別記様式4)

活動場所及び適用機械

1. 活動場所は対応可能な場所に○をして下さい。

その他地域が対応可能な場合は、() 内に対応できる地域を記入して下さい。

() 内に記入する場合は、山陽側、中四国地方など具体的な活動場所が分かるように記入して下さい。

2. 適用機械については、対応可能な適用機械の活動内容について、輸送・操作・取付
取外・組立解体・分解組立・架設解体のいずれか、又は全てに○をして下さい。

輸送とは、災害対策用機械等を保管してある場所から災害発生区域又は発生する恐れがある区域まで、またはその逆へ輸送することをいいます。

操作とは、現地で災害対策用機械等を使用して、災害応急活動等を実施することをいいます。操作には現地での災害対策用機械等の移動は含みません。

1. 活動場所

活動場所	備考
全国・中国地方全域・広島県内全域・その他地域 その他地域 () ※対応可能な地域等を記載	

2. 適用機械

番号	活動内容	適用機械	規格	輸送操作等に必要な免許等	備考
①	輸送・操作	排水ポンプ車	30m ³ /min級	中型	
②	輸送・操作	排水ポンプ車	30m ³ /min級・揚程20m	大型	
③	輸送・操作	照明車	2kW×6灯	中型(8t限定)	
④	輸送・操作	対策本部車	バス型	準中型	
⑤	輸送・操作	対策本部車	車体拡幅型	中型	
⑥	輸送・操作	待機支援車	バス型	準中型(5t限定)	
⑦	輸送・操作	橋梁点検車	バケット式	輸送：大型 操作：高所作業車運転技能講習	
⑧	輸送・操作	衛星通信車	中型	輸送：中型(8t限定) 操作：第一級陸上特殊無線技師	
⑨	輸送	積載車		中型(8t限定)	
⑩	輸送・操作	衛星通信設備	Ku-SAT II :可搬型 i-RAS 公共BB	操作：第一級陸上特殊無線技師	

番号	活動内容	適用機械	規格	輸送操作等に必要な免許等	備考
⑪	輸送・操作	土のう造成機	自走式		
⑫	輸送・操作	投下型水位計	可搬型		
⑬	輸送・操作 ・取付取外	遠隔操縦装置	バックホウ用		
⑭	輸送・組立解体	ホースブリッジ	25t用		
⑮	輸送・操作	車両移動用建設機械ア タッチメント			
⑯	輸送・操作	フォークリフト	2.5t級	操作：フォークリフト運転技能講習	
⑰	輸送	資機材等	土のう製作器、土 のう袋、木杭、 等		
⑱	輸送・操作 ・分解組立	分解組立型バックホウ (小型式クローラクレ ーンを含む)	1.0m3級	操作：車両系建設機械（整地・ 運搬・積込み用及び掘削用）運 転技能講習 操作：小型移動式クレーン運転 技能講習	※操作には遠 隔操作を含み ます。
⑲	輸送・架設解体	応急組立橋	T20及びT25 トラス式40m		
⑳	輸送・操作	MMS (モバイルマッピングシステム)	MMS-AT220		※三菱電機製
㉑	輸送・操作	TLS(地上型レーザーキャナ)	P40		※ライカ製

※ ⑩～⑰、⑲、⑳、㉑は、運搬する車両の手配を含む。

※ ⑱は、輸送に必要な車両（分解時を含む）及び分解組立型バックホウの分解・組立時に必要なクレーン等の手配を含む。

※ 各機械の概要は「中国技術事務所のホームページ <https://www.cgr.mlit.go.jp/ctc/bosai/kiki.html>】
のとおり

※ 上記の活動場所及び適用機械については、本協定締結者として選定された者と協議を行い、決定した上で、基本協定書を交わすものとします。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認して下さい。※本チェックリストの提出は必要ありません。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式 1） →必須提出

- 中国地方整備局における令和 5・6 年度の工事・業務に係る一般競争（指名競争）参加資格に係る書類の写し、又は令和 4・5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）に係る書類の写し
→必須提出

- 技術者の資格（別記様式 2） →必須提出

- 直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証等）
健康保険被保険者証の写しを提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施したうえで提出すること。） →必須提出

- 技術者の資格を証明する書面の写し
（1 級技術検定合格証明書、技術士登録等証明書、運転免許証等）
運転免許証の写しを提出する場合、住所・免許の条件等・番号については、マスキング処理を施したうえで提出すること。 →必須提出

- 緊急時出動体制（別記様式 3） →必須提出

- 活動場所及び適用機械（別記様式 4） →必須提出

- その他参考資料 →必要に応じ提出

これらの申請に必要な資料が未提出の場合は、基本協定参加資格を認めない場合がありますので、ご注意ください。

災害応急活動等に関する基本協定書【災害対策用機械】（案）

国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合（以下「自然災害発生時等」という。）における復旧支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、風水害、地震等の自然災害発生時等において、迅速かつ的確に、災害復旧支援活動（以下「活動」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下「実施区域」という。）は、以下の各号を基本とする。

〇〇〇〇の災害発生区域又は発生する恐れがある区域

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域において自然災害発生時等に、甲が保有する次の災害対策用機械等について、**輸送・操作・取付取外・組立解体・分解組立・架設解体**を実施するものとし、支援活動に必要な技術者及び技能者については乙で確保するものとする。

【災害対策用機械の輸送及び操作等を選択した場合に下記を追加】

ただし、通信機器類の操作は除くものとする。）

（輸送及び操作対象機械）

機械名 規格（建設機械番号： ）

（輸送対象機械）

機械名 規格（建設機械番号： ）

（輸送・操作及び取付取外対象機械）※遠隔操縦装置のみ

機械名 規格（建設機械番号： ）

（輸送及び組立解体対象機械）※ホースブリッジのみ

機械名 規格（建設機械番号： ）

（輸送・操作及び分解組立対象機械）※分解組立型バックホウのみ

機械名 規格（建設機械番号： ）

（輸送及び架設解体対象機械）※応急組立橋のみ

機械名 規格（建設機械番号： ）

2 災害対策用機械等は、自走による輸送とする。

【衛星通信設備、土のう造成機、投下型水位計、遠隔操縦装置、ホースブリッジ、車両移動用建設機械アタッチメント、資機材等、フォークリフト、応急組立橋、MMS、T L Sを輸送する場合に以下を追加】

ただし、衛星通信設備、土のう造成機、投下型水位計、遠隔操縦装置、ホースブリッジ、車両移動用建設機械アタッチメント、資機材等、フォークリフト、応急組立橋、MMS、T L Sの輸送については運搬する車両の手配については乙で確保するものとする。

【分解組立型バックホウが対象の場合に以下を追加】

なお、輸送の活動内容には、分解・組立を含むものとし、輸送時に必要な車両（分解時を含む）及び分解組立型バックホウの分解時等に必要なクレーン等の手配については乙で確保するものとする。

（活動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、自然災害発生時等の状況に応じ、活動を実施するための要請を書面（第1報は電話で可）により行うものとする。

2 乙は、前項の要請の連絡を受ける者をあらかじめ書面（様式自由）により、甲に通知するものとする。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出勤の要請があった場合は、速やかに出勤するものとする。

2 活動の指示は、甲が指定する者（以下「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の活動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（関係業者との協力）

第7条 乙は、現場状況により甲が通知する関係業者と協力して活動を実施するものとする。

（活動の完了）

第8条 活動の完了は、指示者の指示を以て完了するものとする。

乙は、活動が完了したときは、速やかに指示者に対し、口頭及び書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び使用数量を書面により、甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第9条 乙は、活動完了後、活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲は、第9条により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づき、その費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第11条 活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

2 活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは災害対策用機械等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

3 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは災害対策用機械等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の特例）

第12条 甲が特に必要と認めて第1条及び第2条並びに第3条に定める事項以外の協力を乙に要請するときは、本協定書を準用するものとする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、**協定締結日から令和8年3月31日**までとする。

2 甲又は乙の一方から本協定を解除させる旨の意思表示がなされた場合は、甲及び乙は協議を行い、解除を行うことができるものとする。

ただし、解除の意思表示は、解除を希望する日の1週間前までに行うものとする。

（その他）

第14条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市安芸区船越南2丁目8番1号
国土交通省 中国地方整備局
中国技術事務所長 高木 繁

乙 〇〇〇〇